

平成27年  
10月から

# 共済年金は厚生年金に統一されます

共済だより  
臨時号

平成27年6月3日印刷  
平成27年6月17日発行

発行

東京都新宿区戸山三丁目十七番一  
号  
東京都職員共済組合事務局 管理部総務課

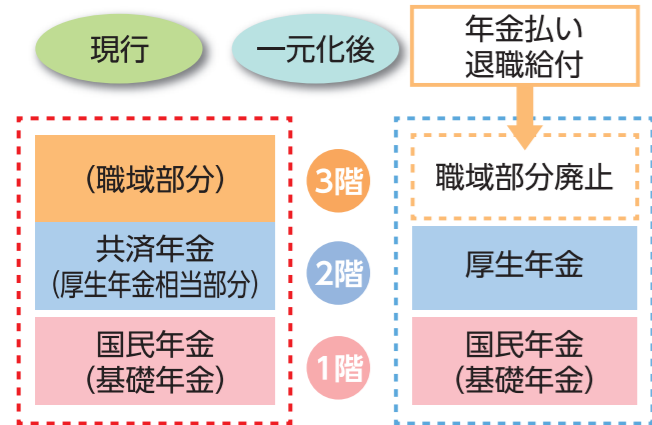
印刷  
東京都千代田区飯田橋四丁目一  
番一 一Sビル  
岩岡印刷工業株式会社

企画・編集デザイン協力  
東京都千代田区猿樂町一丁目五番一  
八号千代田ビル  
株式会社 社会保険出版社

イラスト・写真・記事等の  
転載、複製を禁じます。

## 3 「年金払い退職給付」制度が創設されます

平成27年10月に現行の共済年金の職域部分(いわゆる3階部分)が廃止され、「年金払い退職給付」制度が新たに設けられます。



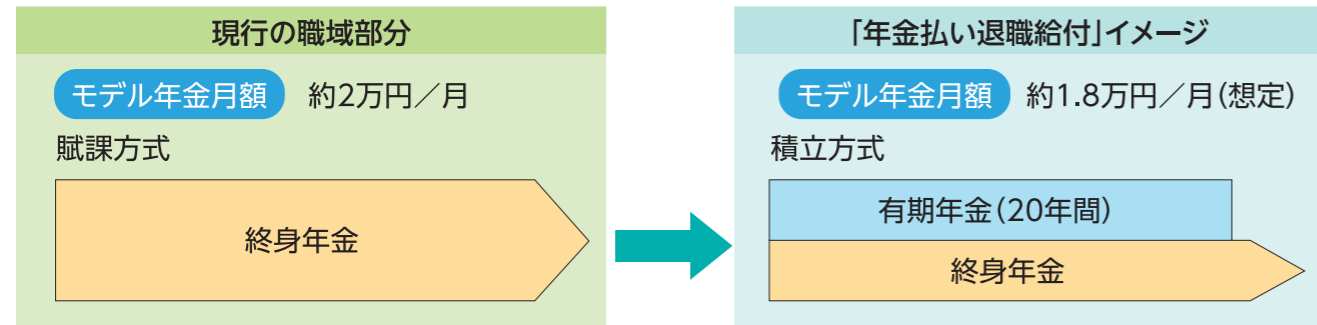
### ■ 職域部分と「年金払い退職給付」の違い

	職域部分	年金払い退職給付
年金の性格	公的年金たる共済年金の一部 (社会保障制度の一部)	退職給付の一部 (民間の企業年金に相当)
財政方式	賦課方式 現役世代の保険料収入で受給者の給付を賄う世代間扶養の方式	積立方式 将来の年金給付に必要な原資を予め保険料で積み立てる方式
給付設計	従来の確定給付型 現役時代の報酬の一定割合という形で給付水準を決める方式	キャッシュバランス型 国債利回り等に連動する形で給付水準を決める方式
保険料	(1・2・3階をあわせた)保険料を設定	1・2階とは別に設定 (労使あわせて1.5%を上限)

### 「年金払い退職給付」の概要

#### ● 退職年金

- 年金払い退職給付の半分は有期年金、半分は終身年金(65歳から支給。60歳まで繰上げ可能)
- 有期年金は、10年又は20年支給を選択(一時金の選択も可能)
- 本人が死亡した場合は、終身年金部分は終了。有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給



※モデル年金月額、標準報酬月額36万円、40年加入した場合等一定の前提をおいて試算しています。

#### ● 公務障害年金・公務遺族年金

- 年金払い退職給付として、公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった者に、公務障害年金を支給。公務に基づく負傷又は病気により死亡した場合、遺族に公務遺族年金を支給  
※公務外・通勤の障害・遺族年金は設けない。
- 公務員の相互救済の観点から労使折半(従来全額公費負担)

### 経過措置

平成27年9月までの組合員期間がある方には、その期間に応じた従前の職域部分の年金が支給されます。その方に同年10月以降の組合員期間がある場合は、その期間に応じた「年金払い退職給付」も支給されます。

平成27年9月末日までに退職する方	平成27年10月1日をまたいで在職する方	平成27年10月1日以降に就職する方
職域部分	旧職域部分	年金払い退職給付
	年金払い退職給付	年金払い退職給付

お問合せ先 年金保険部年金課 ☎ 03-3232-4755

\*年金一元化の詳細については、7月発行の「被用者年金制度が一元化されます」をご覧ください。

わたしたち公務員が加入している共済年金は、平成27年10月から民間企業に勤めている方が加入している厚生年金に統一され、わたしたちは厚生年金に加入することになります。

本号では、統一後の年金制度についてご案内します。

#### 主な変更点

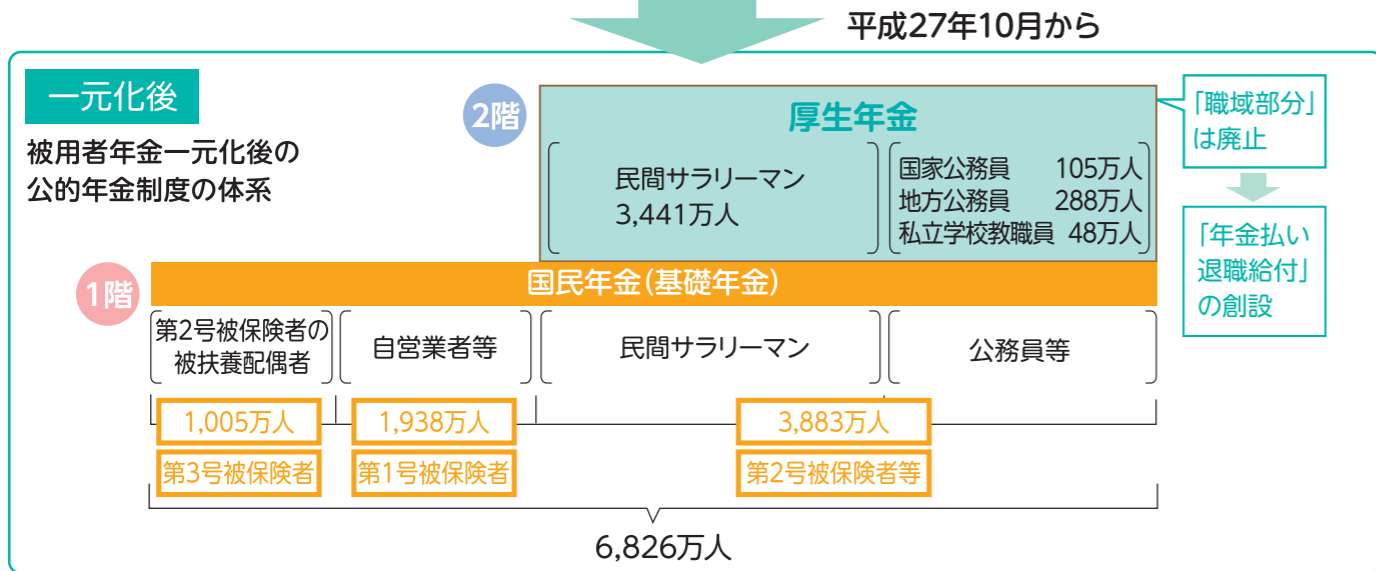
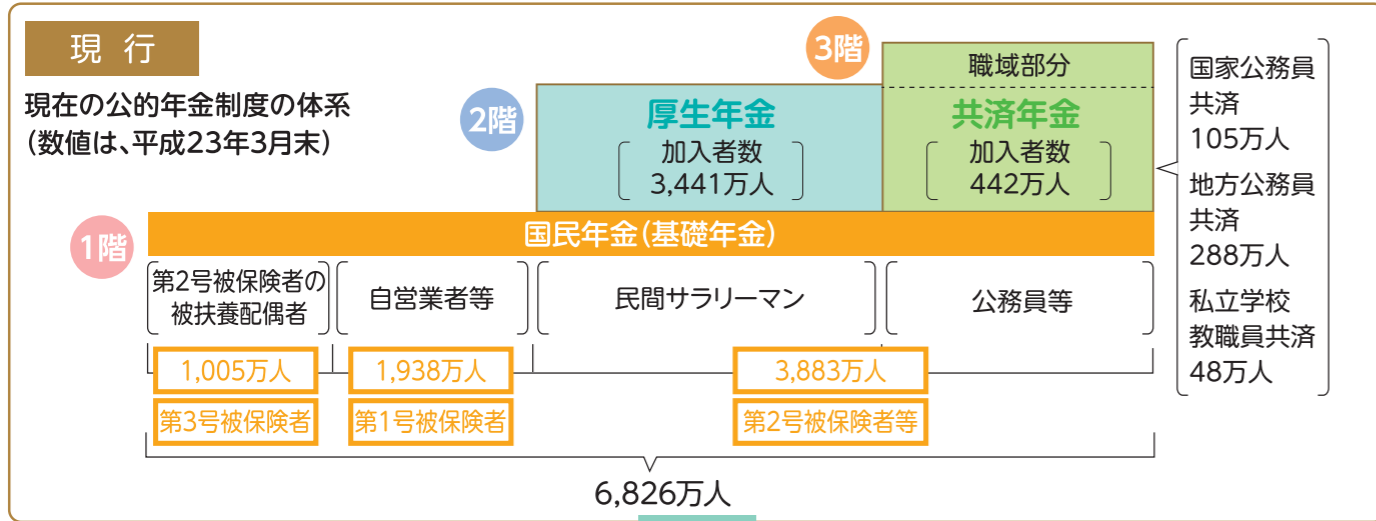
1. 共済年金相当部分(いわゆる2階部分)が厚生年金に統一されます
2. 掛金等の算定方法が「標準報酬制」になります
3. 「年金払い退職給付」制度が創設されます

では、早速見ていきましょう



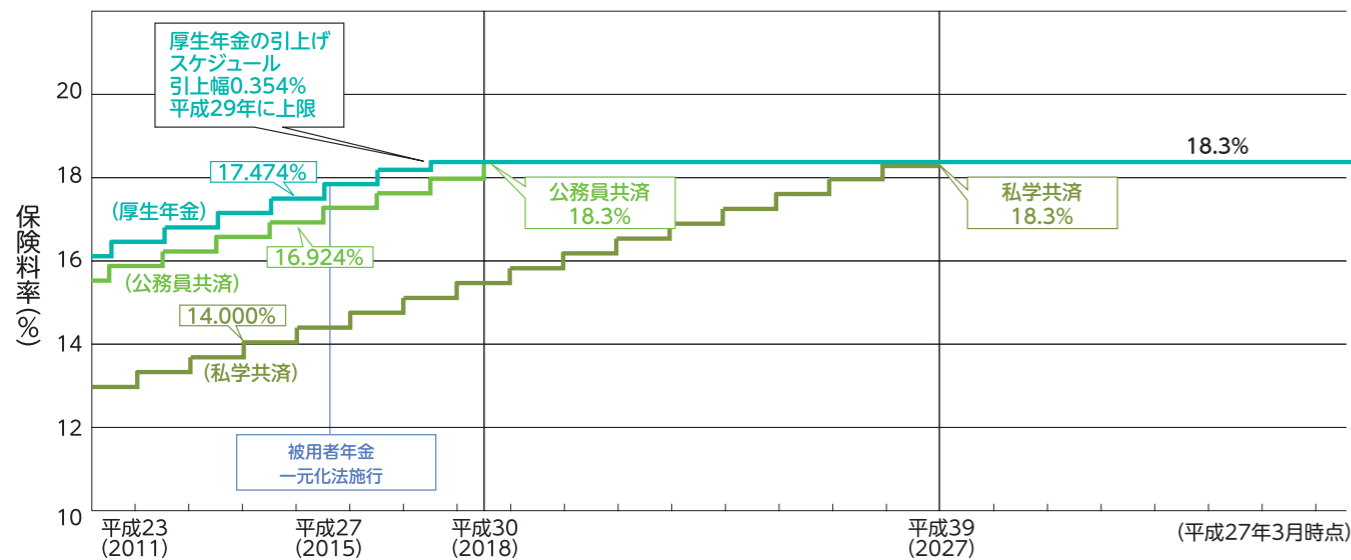
# 1 共済年金相当部分(いわゆる2階部分)が厚生年金に統一されます

平成27年10月から、わたしたちの年金制度は次のとおりになります。



## 保険料(掛金)は厚生年金の保険料率に統一されます

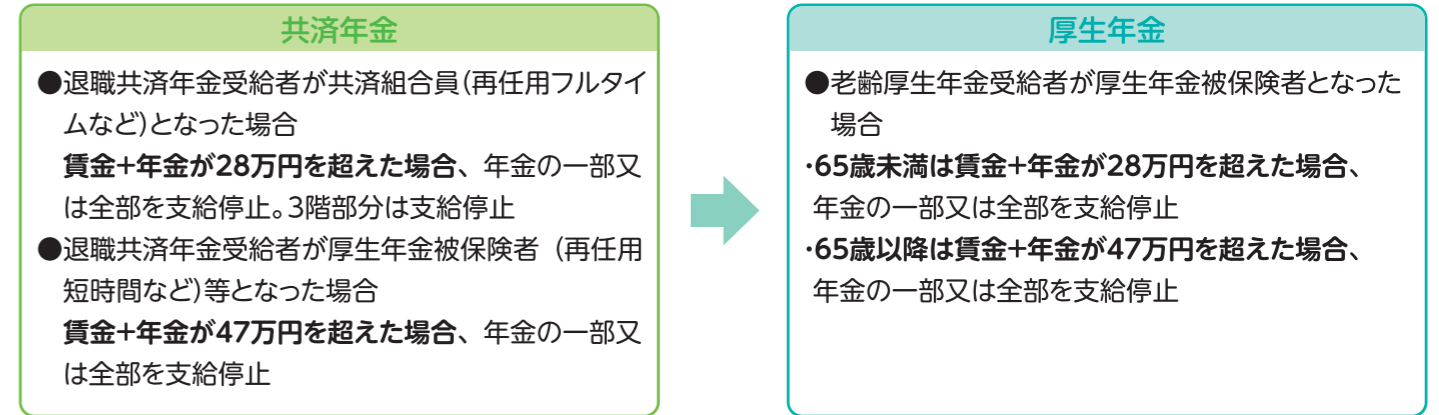
厚生年金及び共済年金の保険料率は、現在も毎年0.354%ずつ引き上げられていますが、この引上げスケジュールを法律に位置づけ、公務員は平成30年に厚生年金と同じ18.3%に統一されます。



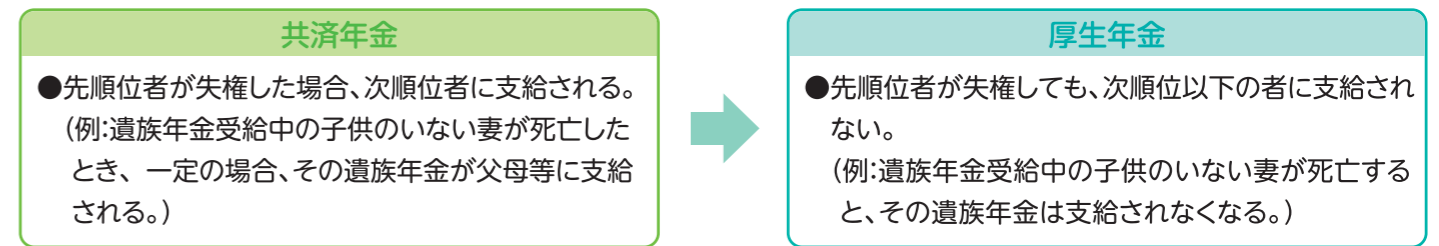
## 制度的な差異については基本的に厚生年金に揃えて解消します

厚生年金と共済年金は、遺族年金の転給制度など制度間の差異がありますが、基本的に厚生年金に揃えることで差異を解消します。

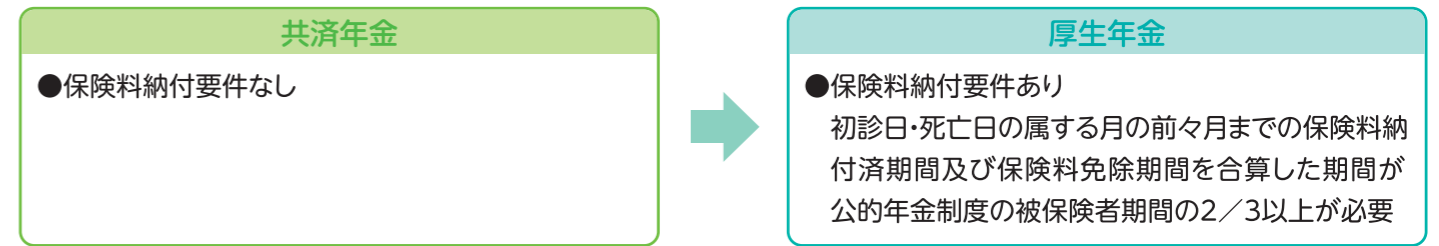
### ① 老齢給付の在職支給停止



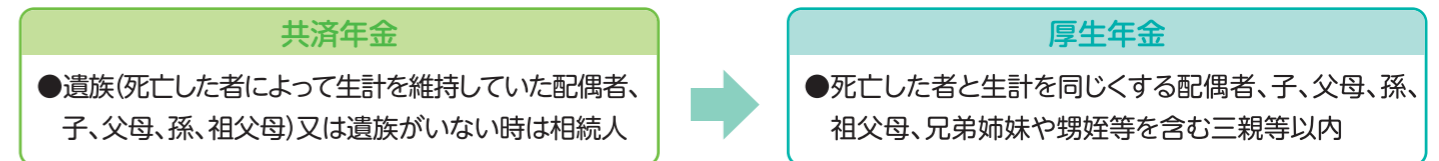
### ② 遺族年金の転給



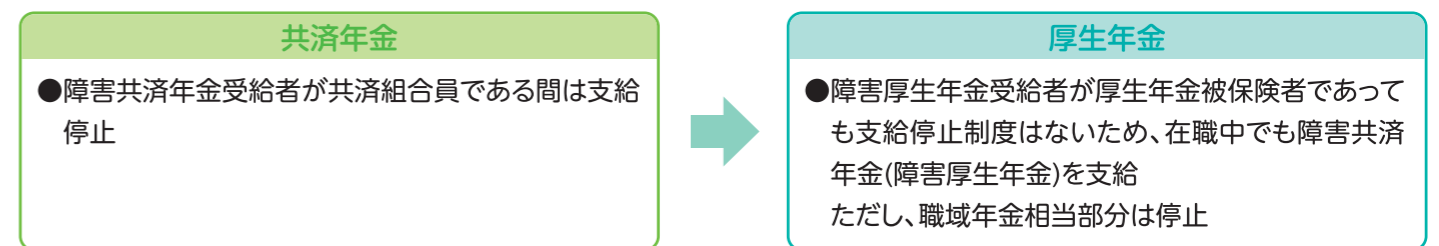
### ③ 障害給付・遺族給付の支給要件



### ④ 未支給年金の給付範囲



### ⑤ 障害給付の在職停止等の廃止



お問合せ先 制度について 年金保険部年金課 ☎03-3232-4755  
保険料率について 管理部財務課 ☎03-3232-4711

## 2 掛金等の算定方法が「標準報酬制」になります



公務員が加入している「共済年金」と民間企業に勤めている方が加入している「厚生年金」が平成27年10月に統一されることにより、その「掛金の基となる額」は、これまでの給料に一定の手当率を乗じる「手当率制」から、厚生年金で採用されている、給料に実際の手当支給額を加えた額を算定基礎とする「標準報酬制」に変更になります。

現行

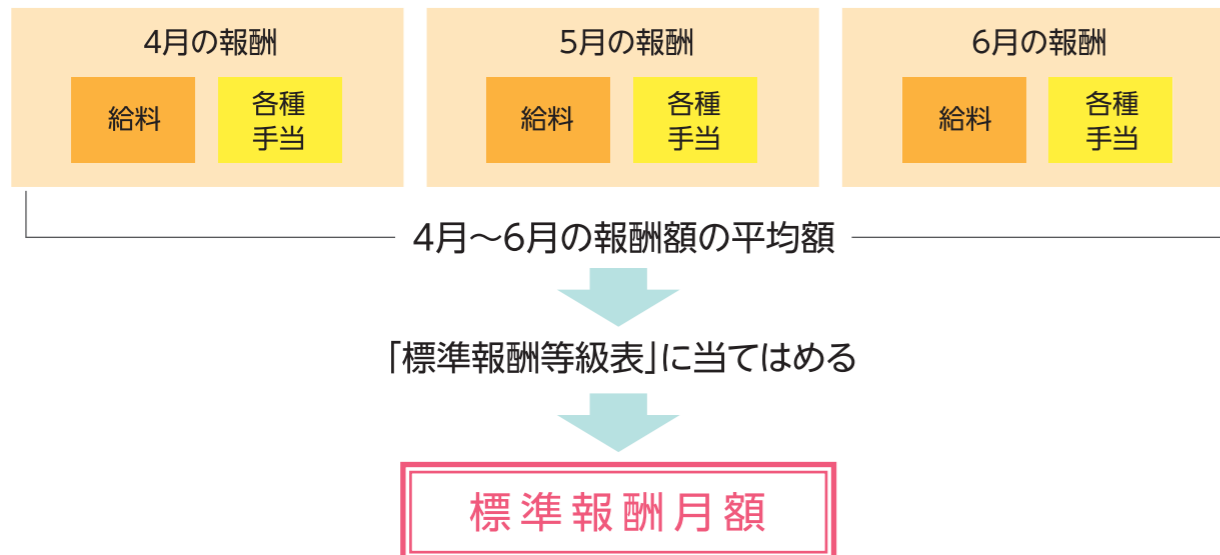


一元化後

	手当率制	標準報酬制
例月の掛金額	「給料表の給料月額×1.25」×掛金率	給料表の給料月額に、実際に支給される各種手当を含めた総額を基礎として算定した額で求めた「標準報酬月額」×掛金率
期末手当等の掛金額	支給される期末手当等の千円未満を切り捨てた「期末手当等の額」×掛金率	支給される期末手当等の千円未満を切り捨てた「標準期末手当等の額」×掛金率

### 定時決定(標準報酬月額の決定)

毎年、4月から6月に支給される「給料と各種手当額」の合計額の平均額で、標準報酬月額を定めます。これを「定時決定」といいます。  
定時決定された標準報酬月額は、原則、その年の9月から翌年の8月まで適用します。



※制度がスタートする平成27年10月から平成28年8月までの標準報酬月額は、平成27年6月に支給される給料と各種手当額で決定します。

### 給料・各種手当と固定的給与と非固定的給与の関係

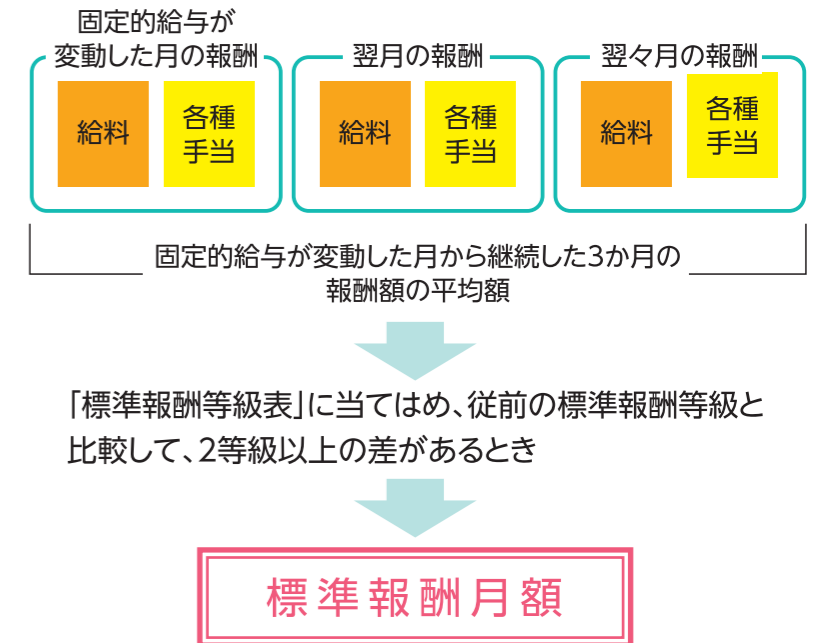
給料	各種手当	
勤務実績に直接関係なく、月等を単位として一定額が継続して支給されるものを固定的給与といいます。 【例示】 給料表の給料月額 調整額 特別調整額	初任給調整手当 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 特勤勤務手当	勤務実績に応じて変動するものを非固定的給与といいます。 【例示】 勤務実績による特殊勤務手当 超過勤務手当 休日給 夜勤手当 宿日直手当 寒冷地手当 管理職員特別勤務手当
固定的給与	非固定的給与	

※上記の例示は、あくまでも参考であり、給与支給機関の給与条例等により判断し区分する必要があります。

### 随時改定(固定的給与額が著しく変動した場合に改定)

扶養手当や通勤手当のように、通常、月を単位として一定額が継続して支給される(固定的給与)ものが、減額されたり、増額され、かつ報酬の総額が著しく変動した場合(「標準報酬等級表」にあてはめ、2等級以上の差があったとき)は、改定を行います。

これを「随時改定」といいます。



### 育児休業等終了時改定・産前産後休業終了時改定

育児休業が終了したとき、その育児休業等に係る3歳未満の子を養育する場合で給料額が低下したときは、次の条件により「標準報酬月額」を改定します。

- 組合員が共済組合に申出を行うこと
- 「育児休業等終了日の翌日が属する月」以後3か月間の給料額、各種手当額の合計額の平均額で算定した「標準報酬月額」が、すでに決定されている標準報酬月額と比べて1等級以上の差があるとき

これを「育児休業等終了時改定」といいます。

産前産後休業終了時に育児休業等を取らないときは「産前産後休業終了時改定」があります。

## 3歳未満の子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例

育児休業、産前産後休業を終了して、その休業に係る子を養育するため育児短時間勤務などの勤務形態により報酬が低くなり、標準報酬月額を改定した場合、掛金は、下がった「標準報酬月額」に基づいて徴収されますが、年金の算定基礎となる「標準報酬月額」は、従来の高い「標準報酬月額」とするものです。

これを3歳未満の子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例といいます。

この特例を受けるためには、組合員が共済組合に申出を行う必要があります。

また、この特例は、将来の年金給付額が低くなることを避けるための措置であるため、短期給付には適用されません。

## 標準期末手当等の額の決定

標準期末手当等の額は、期末手当等が支給された月において、その月に支給された期末手当等の額の1,000円未満の端数を切り捨てた額です。

ただし、次のように限度額があります。

長期給付に係るものは、**1,500,000円**  
支給された月につき

短期給付に係るものは、**5,400,000円**  
年度累計額

## 掛金額と給付の関係

掛金は、長期(年金)掛金のほか、短期(医療保険)掛金、介護掛金及び福祉掛金についても、標準報酬制が導入され、標準報酬月額、標準期末手当等の額に基づき計算された額を納めることとなります。

給付(※)の算定基礎額も掛金同様に、標準報酬月額、標準期末手当等の額となります。

※長期給付(年金)、短期給付(高額療養費、出産費などの保健給付、傷病手当金や出産手当金などの休業給付等)

### 【標準報酬等級表】

標準報酬				報酬月額		
短期等	長期		月額	報酬月額		
	厚生年金	年金払い退職給付		円	円以上	円未満
1	1	1	98,000	~	101,000	
2	2	2	104,000	101,000	~ 107,000	
3	3	3	110,000	107,000	~ 114,000	
4	4	4	118,000	114,000	~ 122,000	
5	5	5	126,000	122,000	~ 130,000	
6	6	6	134,000	130,000	~ 138,000	
7	7	7	142,000	138,000	~ 146,000	
8	8	8	150,000	146,000	~ 155,000	
9	9	9	160,000	155,000	~ 165,000	
10	10	10	170,000	165,000	~ 175,000	
11	11	11	180,000	175,000	~ 185,000	
12	12	12	190,000	185,000	~ 195,000	
13	13	13	200,000	195,000	~ 210,000	
14	14	14	220,000	210,000	~ 230,000	
15	15	15	240,000	230,000	~ 250,000	
16	16	16	260,000	250,000	~ 270,000	
17	17	17	280,000	270,000	~ 290,000	
18	18	18	300,000	290,000	~ 310,000	
19	19	19	320,000	310,000	~ 330,000	
20	20	20	340,000	330,000	~ 350,000	
21	21	21	360,000	350,000	~ 370,000	
22	22	22	380,000	370,000	~ 395,000	
23	23	23	410,000	395,000	~ 425,000	
24	24	24	440,000	425,000	~ 455,000	
25	25	25	470,000	455,000	~ 485,000	

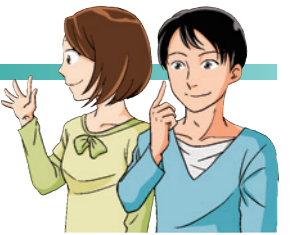
標準報酬				報酬月額		
短期等	長期		月額	報酬月額		
	厚生年金	年金払い退職給付		円	円以上	円未満
26	26	26	500,000	485,000	~ 515,000	
27	27	27	530,000	515,000	~ 545,000	
28	28	28	560,000	545,000	~ 575,000	
29	29	29	590,000	575,000	~ 605,000	
30	30	30	620,000	605,000	~ 635,000(*)	
31			650,000	635,000	~ 665,000	
32			680,000	665,000	~ 695,000	
33			710,000	695,000	~ 730,000	
34			750,000	730,000	~ 770,000	
35			790,000	770,000	~ 810,000	
36			830,000	810,000	~ 855,000	
37			880,000	855,000	~ 905,000	
38			930,000	905,000	~ 955,000	
39			980,000	955,000	~ 1,005,000	
40			1,030,000	1,005,000	~ 1,055,000	
41			1,090,000	1,055,000	~ 1,115,000	
42			1,150,000	1,115,000	~ 1,175,000	
43			1,210,000	1,175,000	~	

\*長期は30等級までとなり、報酬月額は 605,000円以上となります。

## 掛金額を計算してみましょう

### 定時決定の標準報酬月額はいくらになるの?

掛金計算モデルの例で、あなたの掛金算定基礎額を計算してみましょう。



#### 掛金計算モデル

●給料月額 **328,000円**

(平成25年4月の東京都の一般行政職の平均給料月額に近い月額)

●各種手当 **139,000円**

被扶養者:配偶者及び子1人、介護保険該当  
次のような各種手当を受けています。

地域手当 69,500円

通勤手当(月額) 10,000円

扶養手当 19,500円

超過勤務手当 40,000円(3か月間同額を想定)

① 受け取っている毎月の報酬額を計算します。

$$\begin{array}{rcl} \text{給料月額} & + & \text{各種手当(月額)} = \text{報酬額} \\ 328,000\text{円} & & 139,000\text{円} \quad \mathbf{467,000\text{円}} \end{array}$$

② 4~6月の各月の報酬額の平均額を算出します。

(上記モデルでは、3か月間同額と仮定しています。)

$$(467,000\text{円} + 467,000\text{円} + 467,000\text{円}) \div 3 = \mathbf{467,000\text{円}}$$

③ ②の額を標準報酬等級表(左ページ)に当てはめます。

等級 **25等級**

標準報酬月額 **470,000円**

標準報酬制導入後は、この標準報酬月額が、掛金算定基礎額となります。  
掛金額は、下表の標準報酬制の掛金率によって算出されます。(掛金率は、毎年変更になります。)

$$\begin{array}{l} \text{現行の掛金算定基礎額は} \\ 328,000\text{円} \times 1.25 \\ = \mathbf{410,000\text{円}} \end{array}$$

手当率制は  
**9月まで**

### 手当率制と標準報酬制の掛金額の比較

掛金の種類	手当率制(現行)		標準報酬制(一元化後)	
	掛金率	掛金額	掛金率	掛金額
短期掛金	4.005%	16,420円	4.005%	<b>18,823円</b>
長期掛金	8.639%	35,419円	8.639%	<b>40,603円</b>
長期掛金 (年金払い退職給付)	-	-	0.750%	<b>3,525円</b>
福祉掛金	0.176%	721円	0.176%	<b>827円</b>
介護掛金	0.590%	2,419円	0.590%	<b>2,773円</b>
合計		54,979円		<b>66,551円</b>

※制度開始時の平成27年10月の掛金算定基礎額は、平成27年6月支給の給与額により決定します。  
統一後は、新たに創設される「年金払い退職給付」(P8参照)の掛金を納めることとなります。

お問合せ先 管理部会計課 ☎ 03-3232-4716